

## 令和6年度 愛知労働局行政運営方針

令和6年度の愛知労働局運営方針では、愛知の労働行政を取り巻く情勢と課題を踏まえ、労働基準、職業安定、人材開発、雇用環境・均等の四行政が総合的・一体的に運営することで、総合労働行政機関としての機能を最大限発揮し、県民からの期待に応えてまいります。

労働基準部では、以下の内容で対策を推進してまいります。

**1 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援****(1) 最低賃金・賃金の引上げを図る中小・小規模企業等の生産性向上に向けた支援の強化**

最低賃金については、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定。以下「総合対策」という。)において、「公労使の三者の最低賃金審議会で毎年の最低賃金額についてしっかりと議論を行い、その積み重ねによって2030年代半ばまでに全国加重平均が1,500円となることを目指す。」とされており、中小・小規模企業が賃上げしやすい環境整備に一層取り組むことが求められています。特に生産性向上が不可欠であることから、業務改善助成金などの各種支援策について、積極的な周知及び利用勧奨を行い、業務改善や生産性向上に係る企業のニーズに応え、賃金引上げを支援してまいります。

また、労働局が委託して実施する「愛知働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において、生産性向上等に取り組む事業者等に対してきめ細かな支援を行います。

加えて、中小企業等が賃上げ原資を確保できるよう「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、政府一体となって取組を進めることとされており、労働局及び監督署においては、引き続き、事業場に対し賃金引上げの検討を促すとともに、厚生労働省WEBページ「賃金引上げ特設ページ」の紹介等により、中小企業等が賃金引上げを検討する際の参考となる地域の賃金や企業の好取組事例等が分かる資料を提供し、賃金引上げに向けた労働環境の自主的な促進を図ってまいります。

令和5年2月27日に、県内の行政機関、経済団体、労働団体及び金融団体と「適正な取引・価格転嫁を促し地域経済の活性化に取り組む共同宣言」を発出しており、「愛知県『働き方改革』に向けた関係機関連絡協議会」、「取引適正化・価格転嫁推進フォーラム」など、関係機関と連携を図りながら、取引適正化、適切な価格転嫁等への必要な取組を継続して行います。

さらに、中部経済産業局との連携を強化し、生産性向上に取り組む中小企業等に対し、事業再構築補助金、ものづくり・商業・サービス補助金、IT導入補助金など各種補助金、及びよろず支援拠点の案内を行います。

## (2) 最低賃金制度の適切な運営

県内の経済動向、地域の実情及びこれまでの愛知地方最低賃金審議会の審議状況などを踏まえつつ、適切な資料の収集、作成、提示に努め、厚生労働省労働基準局賃金課とも連携を図りながら、充実した審議が尽くせるよう愛知地方最低賃金審議会の円滑な運営を図ってまいります。

また、最低賃金額の改定等については、経済団体、労働者団体、地方公共団体等の協力を得て、県民に幅広く周知し、使用者及び労働者に周知徹底を図るとともに、これまでの監督指導の結果や労働相談等の各種情報を踏まえ、最低賃金の遵守を図るため、履行確保上問題があると考えられる業種を重点とした監督指導を行ってまいります。

## 2 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

### (1) 長時間労働の抑制

#### ア 長時間労働の抑制に向けた監督指導の徹底等

長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するため、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を中心に監督指導を実施します。

また、11月の「過労死等防止啓発月間」において、「過労死等防止対策推進シンポジウム」や「過重労働解消キャンペーン」等の各種取組に関する積極的な周知を図ってまいります。

さらに、教育活動を通じた過労死等の防止に関する啓発の一環として、大学・専門学校・高校等への講師派遣を引き続き積極的に行います。

#### イ 中小企業・小規模事業者等に対する支援

中小企業・小規模事業者等の働き方改革が実現されるよう、全ての監督署に編成した「労働時間改善指導・援助チーム」のうち「労働時間相談・支援班」において、説明会の開催や個別訪問などを行います。

#### ウ 新たに時間外・休日労働の上限規制が適用される中小企業等への時間外・休日労働時間の削減等に向けた支援

令和6年4月から、新たに時間外・休日労働の上限規制が

適用される建設業、自動車運転者については、荷主や発注者といった取引関係者、ひいては国民全体の理解を得ていくことが重要であり、各種パンフレット等の活用や特設サイト「はたらきかたススめ」を通じて周知を行います。

医師については、愛知県医療勤務環境改善支援センター等と連携し、医療機関における労働時間管理や時間外労働の削減等に関して、適切な支援等を行います。

自動車運転者については、労働時間等説明会等を開催し、改善基準告示も含めて、あらゆる機会を通じて、丁寧な周知を図ります。また、トラック運転者の長時間労働の要因の中には、取引慣行など、個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものもあるため、監督署において、発・着荷主等に対し、長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないよう努めること等の配慮を要請していきます。さらに、関係行政機関で構成する「『物流革新に向けた政策パッケージ』中部ブロック推進会議」において、他機関と連携して取り組んでまいります。

建設業については、業界団体や防災団体等と連携を図りつつ、監督署の「労働時間相談・支援班」による説明会の開催や個別訪問等を通じて、支援を行います。

また、時間外・休日労働の上限が適用される職種、業種を含む中小企業において、生産性向上を図りながら労働時間短縮に取り組む事業主に対し、愛知働き方改革推進支援センターによる窓口相談や、コンサルティング等によりの確な支援を行い、また、働き方改革推進支援助成金の活用を促進し、労働時間の設定の改善を推進します。

## (2) 労働条件の確保・改善対策

### ア 法定労働条件の確保等

監督指導を通じて、事業場における基本的労働条件の枠組み及び管理体制を確立させ、これを定着させるとともに、労働基準関係法令の遵守の徹底を図ってまいります。特に、労働時間の適正把握と時間外・休日・深夜の割増賃金の支払いは労働条件の枠組みの基本となるため、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知を徹底し、監督指導において同ガイドラインに基づく労働時間管理が行われているかを確認し、賃金不払残業が認められた場合には、その是正を指導していきます。

なお、度重なる指導にもかかわらず法違反を是正しない事業場や法違反を繰り返す事業場など、重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められる事案に対しては、司法処分も含め厳

正に対処していきます。

#### イ 裁量労働制の適正な運用

各種情報に基づき、裁量労働制の運用等に関し問題があると考えられる事業場に対して、監督指導等を実施します。

また、裁量労働制に係る省令等が令和6年4月に施行されることから、裁量労働制導入事業場等に対し、パンフレット等を活用して改正内容について周知を行ってまいります。

#### ウ 労働契約関係の明確化

労働基準法に基づく労働条件明示事項に、就業場所・業務の変更の範囲を追加する等の改正省令が令和6年4月に施行されることから、パンフレット等を活用して、あらゆる機会に周知・啓発を図ってまいります。

#### エ 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進

##### ① 外国人労働者

技能実習生等の外国人労働者については、労働基準関係法令違反の疑いがある事業場に対して重点的に監督指導を実施し、重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められる事案に対しては、司法処分を含め厳正に対処します。また、出入国在留管理機関及び外国人技能実習機構（以下「機構等」という。）との相互通報制度を確実に運用した上で、監督指導等を実施します。

特に、技能実習生に対する労働搾取目的の人身取引が疑われる事案については、機構等との速やかな合同監督・調査や関係機関との連携を着実に実施した上で、悪質性が認められるものは司法処分を含め厳正に対処します。

##### ② 自動車運転者

自動車運転者については、違法な長時間労働等が疑われる事業場に対する監督指導を的確に実施する。また、愛知運輸支局との相互通報制度を確実に運用するとともに、協議の上で、合同監督・監査を行います。

また、歩合給により雇われている自動車運転者の保障給の確保や、タクシー運転者の賃金制度のうち、累進歩合制度の廃止に係る指導等についても徹底を図ります。

##### ③ 障害者である労働者

障害者虐待防止の観点も含め、障害者である労働者の法定労働条件の履行確保のため、監督指導を実施するとともに、障害者である労働者に関する情報を把握した場合には関係機関と積極的に情報共有を図り、事業主に対する啓発・指導に努め、問題事案の発生防止及び早期是正を図ってまいります。

#### オ 「労災かくし」の排除に係る対策の一層の推進

「労災かくし」の排除を期すため、説明会等の機会を通じて、その

防止に向けた周知・啓発を図るとともに、監督・労災補償・安全衛生の各担当部署間における連携により、「労災かくし」に関する情報収集に努め、当該事案を把握した場合は司法処分を含め厳正に対処します。

#### カ 各種権限の公正かつ斉一的な行使の徹底

地方労働基準監察監督官制度の的確な運用等により、行政指導の適正な実施とその水準の維持・向上を図るとともに、監督権限をはじめとする各種権限の公正かつ斉一的な行使を確保してまいります。

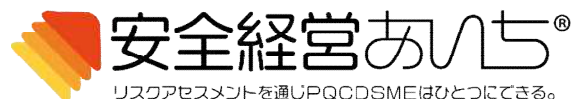
また、監督指導において法違反が認められた場合には、事業主による自主的な改善を促すとともに、きめ細かな情報提供や具体的な是正・改善に向けた取組方法を助言するなど、丁寧かつ具体的に対応する。特に、中小企業の事業場への監督指導に当たっては、中小企業における労働時間の動向、人材確保の状況、取引の実態、その他の事情を十分に聴いた上で、その事情を踏まえて丁寧に対応してまいります。

### (3) 「安全経営あいち®」の推進

2023年度から2027年度までの5か年を計画期間とする「第14次労働災害防止推進計画」(以下「14次防」という。)の重点事項の1つに掲げた「安全経営あいち®」の推進などにより、重篤な労働災害の撲滅を目指すにとどまらず、生産性の向上等により労働分配を高めることや、働き方改革の推進など、自律的でポジティブな安全衛生管理を促進して行きます。

#### ア 「安全経営あいち賛同事業場制度」の運用

14次防期間中、労働局管内で、「安全経営あいち®」の理念(※1、2参照)に賛同する事業場(以下「賛同事業場」という。)を募る制度を運用し、所定の手続を経た賛同事業場に対し、登録商標である「安全経営あいち®」の名称及びロゴを使用できることとしています。



賛同事業場は、それらの使用により「安全経営」に取り組む姿勢と、その基礎となるリスクアセスメントに積極的に取り組む姿勢を同時に事業場内外に示すこととなり、既に多くの事業者の賛同を得ていることから、引き続き同制度の運用を図ってまいります。

また、業種間の取組み状況を情報交換できる場として「異業種交流」等の実施、ホームページでの情報発信の強化等を通じ、企業価値向上と自律的でポジティブな安全の確立を目指します。

**(※1) 「安全経営あいち®」の理念**

これまで、労働安全衛生管理の手段と捉えられていたリスクアセスメントは、そのプロセスに現場の実態把握を含めていることから、これを通じて経営視点である「PQCDSME (※2)」を並列かつ一体的に捉えて行くことができる。すなわち、リスクアセスメントを通じ、安全性、生産性、品質、原価、納期等を同時に高めていくことが可能であり、さらに企業価値をも向上させる戦略的手法とすることができる。労働局は、この理念を「安全経営あいち®」として提唱している。

**(※2) PQCDSME**

経営における重要な7つの視点のことで、それぞれ、P: Productivity = 生産性、Q: Quality = 品質、C: Cost = 原価・経済性、D: Delivery = 納期・生産量、S: Safety = 安全性、M: Morale = 士気、E: Environment = 環境を表す。

**イ + Safe 協議会等の運用**

死傷災害の大幅増加を示す第三次産業の業種(商業、社会福祉施設、飲食店等)は、いずれも顧客、利用者等へのサービス提供を業としており、労働安全衛生管理についても、それらサービス提供と一体的に運用することが現実的です。このため、「安全経営あいち®」の理念の下、経営に安全をプラスする「+ Safe」の名称を冠して協議会を運営し、サービス提供と労働安全衛生管理の一体化等について働きかけを行っていきます。

また、企業側に自主的な取組を促すため、企業の課題と有効な改善策をとともに探る、寄り添い型の指導を実施していきます。

**ウ 総合的な健康確保**

業務上疾病の多発と定期健康診断有所見率の高止まりが認められる中、労働者の健康確保に対する必要性は益々高まっており、リスクアセスメントを中核とした化学物質、及び粉じん等に対する有害業務対策、健康診断、長時間労働面接指導、及びストレスチェック等とそれらの結果を踏まえた事後措置の運用並びに「労働者の心の健康の保持増進のための指針(メンタルヘルス指針)」及び「事業場における労働者の健康保持増進のための指針(THP指針)」等を踏まえた健康保持増進、治療と仕事の両立及びテレワークの導入等、多様な働き方への対応を包括した「総合的な健康対策」を推進してまいります。

**エ きめ細かな個別指導等の実施**

これまで個別指導は、単発的、個別的な内容になりがちでしたが、今後は、「安全経営あいち®」の理念も踏まえ、総合的な個別指導等を行ってまいります。

また、我が国の産業構造の変化、高年齢労働者、外国人労働者及び派遣労働者の増加等の社会経済の情勢変化や、技術革新及び働き方改革の進捗等並びに、それらを背景とする労働災害

発生の動向を踏まえて、経営的な視点からも必要な情報を提供するよう努めてまいります。

**(4) 重篤な労働災害の防止**

これまで、労働局は、「危なさと向きあおう」をキャッチフレーズとしてリスクアセスメントの普及促進を図ってきたことにより、製造業を中心に、全業種における死亡者数の一定の減少を達成したところです。

しかし、①製造業における重篤災害の主な類型である、はさまれ・巻き込まれ災害、及び切れ・こすれ災害について、その約6割が動力機械に起因するものであること、②建設業の死亡災害の約3割が高所からの墜落・転落災害であることを踏まえ、引き続きリスクアセスメントの普及促進を図ることが不可欠です。また、その適切な実施は、「安全経営あいち®」の理念に繋がるものであることから、14次防を踏まえ、製造業を対象とした動力機械災害防止対策及び建設業を対象とした墜落・転落災害防止対策を推進してまいります。

**(5) 労災補償制度の適切な運営に向けた対策**

**ア 組織的な管理による労災保険請求の早期処理等**

労災補償制度の根幹は、被災労働者等に対して迅速かつ公正に必要な保険給付を行うことをもって、被災労働者等を保護することです。このため、労災保険給付の請求に対しては、請求受付後、速やかに必要な調査を実施し、管理者による組織的な進行管理を徹底する等、迅速な事務処理を推進するとともに、法令、認定基準等に基づいた適切な認定を行っていきます。

特に、認定までに時間を要する脳心事案や精神事案などの複雑困難事案については、労災担当部署（愛知労災保険業務センター）と監督・安全衛生担当部署が連携し、認定基準等に基づいた適切な認定及びより一層の迅速な処理に努めてまいります。

**イ 石綿関連疾患に関する労災補償制度の周知広報**

石綿による中皮腫や肺がん等の石綿関連疾患について、がん診療連携拠点病院を中心とした労災指定医療機関に対し、認定基準等の周知広報を行うとともに、労災請求の勧奨の依頼を行うことで、石綿ばく露作業により石綿関連疾患に罹患した被災労働者等の保護を推進させてまいります。